教育判例勉強会の実践報告
－教員と弁護士の学び合いの場を創出する－

鬼澤　秀昌*

抄　録　教員には，いじめや学校事故等をはじめとした学校生活における様々な危機への対応を法的な注意義務を尽くして適切に行うことが求められている。教員の注意義務は，各種研修や裁判報道を通じ，周知が進んできたところであるが，日々の教育・学校運営で生じる具体的事案に直面した際，いかなる対応をすれば注意義務を尽くしたと言えるのか，判断に迷いが生じることは少なくない。そのような悩みには，具体的事例のもとで「法的に適切な対応」を示唆する教育関係の裁判例を題材にケーススタディを行うことが有用である。本稿で紹介する教育判例勉強会もそのような事例勉強会の一つであり，有志の教員と学校問題に関心のある弁護士らが，具体的事案のもとで裁判例が示唆する「法的に適切な対応」の是非を議論し，日々の実践に活かそうと相互に学び合う場となっている。本稿では，同勉強会の開催の経緯や勉強会の進め方等の活動内容を紹介するとともに，教員と弁護士それぞれの立場にとっての勉強会の意義についても考察し，全国各地の学校で同様の取組みが広がることを期待したい。

キーワード　危機管理　教員の注意義務　裁判例　ケーススタディ　弁護士と教員の学び合い

Ⅰ　問題の所在

1　教員を取り巻く現状

学校生活においては，いじめ，学校事故等，子どもの安全・権利を脅かす様々な危険が発生しうるが，教員はこれに法的な注意義務を尽くすことを前提として，適時適切な対応を行うことが求められる。近時，各学校でも教員研修等が定期的に実施され，教員の危機管理能力の向上に努めているところである。他方，せっかく研修をしても法規等に定められた抽象的な義務内容を知識として伝達することに終始しては，具体的事案に対応できる危機管理能力を体得することは困難である。また，教員が把握すべきガイドラインも増加する一方であるが，教員がこれをすべて把握するのも困難である。実際，たとえば，坂田が2015（平成27）年８月に行った関東近県の小中学校で教務主任，生徒指導主事等を務める，ミドルリーダー311名を対象とした調査では，危機管理マニュアルを読んだことがある教員は，15%に過ぎなかったという[(1)]。さらに，昨今の教員の多忙化は，各教員が有している対応ノウハウ等の情報共有の障壁ともなっている。

以上のような教員を取り巻く状況の中で，具体的な事案に対応できる危機管理能力を養う機会をどう確保するかは喫緊の課題である。

2　弁護士を取り巻く現状

中央教育審議会の答申[(2)]において学校における弁護士との連携が提案されたり，文部科学省が2017（平成29）年度からスクールロイヤーに関する調査研究事業を実施したこともあり，学校や教育委員会が直接弁護士に相談できる制度を導入した地域も増加している[(3)]。学校現

*おにざわ法律事務所

場からの法的助言の需要は今後もますます高まっていくと予想される一方で，弁護士業界全体では，学校問題に関する法務の知識やノウハウの蓄積は進んでいない。弁護士個人が教育現場の当事者から実情を学べる機会も乏しいため，学校文化や教育現場の実情に精通した弁護士を育成し，教育現場の実情に即した法律相談のニーズに対応できる弁護士を確保していくことは早急に取り組まれるべき課題である。

3　本稿の目的

教育判例勉強会は，教員と弁護士が共に学び合う場を創出する取組みであり，少人数での実施も可能な比較的開催が容易な取組みであるが，上述した教員の危機管理能力の涵養及び学校文化や教育現場の実情に精通した弁護士の育成という課題を解決するために有効な方策の一つであると考えている。

そこで，本稿では，教員及び弁護士を取り巻く現状を踏まえた教育判例勉強会の意義を考察し，勉強会の実際についても具体的に紹介したい。同様の取組みが全国で広がり，上記課題に取り組もうとする学校現場に携わる教員や弁護士等の関係者の一助となれば幸いである。

Ⅱ　教育判例勉強会の取組みの概要

1　教育判例勉強会の取組み

教育判例勉強会は，教員と弁護士を中心とした十数名規模の自主勉強会である。勉強会では，裁判例[(4)]や第三者委員会の調査報告書について，発表担当の弁護士がレクチャーを行い，その事案において裁判例や第三者委員会が下した判断基準の是非やあるべき対応について，参加者間で活発な議論が交わされる。

教育判例勉強会の取組みは，2014（平成26）年10月から始まり，2018（平成30）年10月で５年目の節目を迎えることとなったが，第１回以降の具体的な活動実績と取扱いテーマ等は表１のとおりである。

2　参加者の属性

勉強会には，ほぼ毎回出席している数名の教員及び弁護士を中心に，紹介を受けた他の弁護士や教員，さらには教育学分野の大学教授や記者等，興味関心に応じて多種多様な属性の関係者が参加している。

参加教員の所属先は，私立中高一貫校，公立小学校，公立高等学校等と多岐にわたっており，参加弁護士の特徴としては，学校法務や子どもの問題に関心のある若手の弁護士が比較的多い印象である。中には教員経験を有する弁護士もいる。

3　取扱い事例について

勉強会での取扱いテーマは表１のとおりであり，現時点では，全21回中８回がいじめ関連の事例で最も多く，他には学校事故（始業前の事故，修学旅行における事故，食物アレルギーの事故），災害時の対応，校則等の事例も取り扱っている。

取り扱うテーマは，教員の希望を勉強会の際にヒアリングし，それをもとに，発表担当の弁護士が自身の興味に従い事案を選別している。なお，取り扱う裁判例の選定にあたっては，小学校，中学校，高等学校，あるいは公立・私立のいずれの事案でもよく，特段の限定はしていない。

Ⅲ　教育判例勉強会の意義

まず，本勉強会に関する，教員及び弁護士にとっての意義をそれぞれ説明する。

1　教員にとっての意義

教育判例勉強会は，教員にとって①危機管理能力の涵養，②教員同士の情報共有の促進，③事実認定能力の向上の三つの意義があると考えられる。以下それぞれ説明する。

（１）危機管理能力の涵養

まず，教員が最初に法と触れるのは，教員採

表１　開催実績一覧

回数	開催日時	テーマ	取扱事例
1	2014年11月９日	いじめと学級崩壊	前橋地方裁判所判決平成26年３月14日
2	2014年12月20日	いじめと統合失調症	広島地方裁判所判決平成19年５月24日
3	2015年２月７日	いじめの調査義務	高知地方裁判所判決平成24年６月５日
4	2015年４月４日	いじめの調査義務	いじめ等による自殺と疑われる場合の調査に関するガイドライン
5	2015年７月11日	教師が保護者を訴えた事例	さいたま地裁熊谷支部判決平成25年２月28日
6	2015年10月17日	生徒に対する退学処分の裁量	大阪地方裁判所判決平成20年９月25日
7	2016年１月９日	ネットによるいじめ	札幌地方裁判所判決平成25年２月15日
8	2016年３月12日	部活中の事故	神戸地方裁判所判決平成15年６月30日
9	2016年５月14日	食物アレルギー	調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書（平成25年３月）
10	2016年７月９日	始業前の時間における事故	仙台地方裁判所判決平成20年７月31日
11	2016年10月８日	学校による根拠不十分な懲戒，特別指導等	平成24年７月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する調査報告書（平成28年７月25日）
12	2017年１月14日	いじめ自殺	横浜地方裁判所判決平成13年１月15日
13	2017年３月11日	情報公開	高知地方裁判所判決平成27年１月30日
14	2017年５月20日	修学旅行における事故	横浜市立鶴見工業高等学校修学旅行水難事故調査報告書 横浜市立鶴見工業高等学校修学旅行水難事故に係る再発防止報告書
15	2017年７月８日	東日本大震災	仙台地方裁判所判決平成28年10月26日
16	2017年10月14日	宗教（日曜日授業欠席処分取消等請求事件）・LGBT	東京地方裁判所判決昭和61年３月20日
17	2017年12月16日	行き過ぎた指導と損害賠償	札幌地方裁判所判決平成25年６月３日
18	2018年２月24日	いじめ自殺	上五島町第三者委員会調査報告書
19	2018年５月19日	いじめ自殺	大津市いじめ自殺第三者委員会調査報告書
20	2018年７月22日	優生保護法について 中学生就労死亡事故	足利市中学生就労事故第三者委員会報告書
21	2018年10月13日	強制的染髪損害賠償請求訴訟	第一審：大阪地方裁判所判決平成23年３月28日 控訴審：大阪高等裁判所判決平成23年10月18日

用試験の「教育法規」に関する問題への対策だと考えられる。しかし，教育法規の内容は，教育基本法等の法令の内容について問うものが多く，裁判例自体を題材にしたものはほとんど見当たらない。

この点，教育判例勉強会では，教員が弁護士の発表を通じて，裁判例の事案のもとで裁判例が示した注意義務の内容を具体的に学ぶことができる。そして，注意義務はそれに違反すれば法的責任が発生しうるものであるが，教員の現場対応の難しさは，児童生徒の行動等をリアルタイムで解釈しながら注意義務を尽くして対応しなければならない点にある。そのため，裁判例の事案を検討し，どのタイミングで何をしなければならないのか把握することは，教員にとっては実践的な学びとなる。

例えば，北澤（2015）では，実際に子どもをいじめの自殺によりなくされた両親へのインタ

ビューの分析を通じ，ある行為（例えば「黙り込む」という行為）の意味を一義的に自殺のSOSとして解釈することが困難であること，また，あとで「自殺」という大きな事件があったからこそ，そこから遡及的にある行為の意味が「自殺のSOS」のサインとして解釈されていることを説いている[5]。教員にとって，自分が接している児童生徒が「自殺」したというような経験はほとんどなく，経験からある行為を「自殺の予兆」としてとらえることは難しい。また，ある行為を自殺の予兆だと解釈できたとしても，その対応のノウハウが豊富にあるわけではない。その意味でも，「起きてしまった事例」である裁判例の事案から，ある行為の解釈の可能性を学び，さらに，その場合の対応方法を学ぶことが重要なのである。

（2）教員同士の情報共有の促進

教員にとっての教育判例勉強会の二つ目の意義は，具体的な事例を教員同士で検討して議論を重ねることで，それぞれの実践や価値観を共有することができることである。

教育現場では，教員が，自分の抱えている問題を他の教員と共有し，それを解決することが望ましい。しかし，実際に自分が抱えている児童生徒の問題について教員が他の教員に相談することは心理的にハードルが高いと感じられることも多々あると思われる。これに対し，過去の裁判例の事案等に関する勉強会という形であれば，具体的な検討及び意見交換がしやすいといった側面がある[6]。

（3）事実認定能力の向上

最後に，教員は，業務を行っている中で実は日々事実認定をしている。例えば，いじめ防止対策推進法23条２項では「学校は……当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」と定められている。実際，教員は，いじめがあった場合には，加害児童・生徒及び被害児童・生徒の両者の言い分を聞いてどのような事実があったか判断し，その判断に基づいてそれぞれの児童・生徒に対して指導や助言を行っている。

他方，判決等の中では，どのような証拠に基づいて，どのような事実が認定されたのかの言及もされる。判決においてどのような証拠に基づいてどのような事実認定をされているのか確認し，弁護士の意見を聞くことで，事実認定の感覚について学ぶことができる。

２　弁護士にとっての意義

教育判例勉強会は，弁護士にとっては，①学校現場における適切な指導の習得，②学校に関わる裁判例等の知見の蓄積，③再発防止のための教材としての活用の三つの意義があると考えられる。以下それぞれ説明する。

（1）学校現場における適切な指導の習得

まず，教育判例勉強会が，参加する弁護士にとって有益なのは，現場の教員との議論を通じて，裁判例が示した注意義務が現場においてどの程度妥当性を有するものなのか，仮に，妥当性を有するとすればどのような対応をすることが現場においては「通常」なのかを知ることができる点である。

弁護士は，法律の専門家であることから，発表した裁判例の事実経過及び法的判断について，今までの裁判例や学説との比較等により，その特徴や（法的判断としての）妥当性を分析することができる。

しかし，弁護士は教育の専門家ではないことから，そもそも裁判例が示した注意義務が現場において対応可能なものなのか，もし，十分に対応可能な注意義務である場合，その前に行われるべき「適切な指導」は何かについて熟知している訳ではない。そして，そこはまさに教員の専門性が発揮されるところである。

また，弁護士が相談を受ける上で必要なことは，すべての行為が行われてから事後的に違法・適法を判断することではなく，まさに現在

問題が起きている中で，どの選択肢をとって対処するのが最善なのか判断することである。そして，教育判例勉強会では，ただ単に裁判例が示した注意義務だけでなく，現場の教員の感覚，そして，具体的な指導法・対応法について学ぶことができる点で，教育に関わる弁護士として必要な能力[(7)]を高めることができる。

（2）学校に関わる裁判例等の知見の蓄積

発表担当の弁護士は，教育判例勉強会における発表の準備のために，事実経過の整理をする。そして，当該裁判例等が示した注意義務の妥当性について検討することを通じて裁判例の内容を深く理解することができる。

学校に関する相談を受けるにあたって，法律のみならず，裁判例に関する知識も当然不可欠である。教育判例勉強会の回数を重ね，裁判例自体の知識の蓄積をしていくことで，学校に関する相談を受ける際も，実際の裁判例を踏まえた的確なアドバイスも可能になる。

（3）再発防止のための教材としての活用

さらに，子どもの権利の実現のために尽力し，裁判例を勝ち取った弁護士にとっても，教育判例勉強会は，その事案における教訓を生かすことができる点でも意義がある。ある有名ないじめ裁判で被害者側の代理人をされていた弁護士が，裁判例を勝ち取ってもその後の再発防止を行うのは難しい旨を述べていたことが印象的だった。

確かに，判決が出されたとしても，制度への反映等については各自治体の判断に委ねざるを得ない。その意味でも，学校に携わる弁護士が上手く裁判例を活用し，一度裁判で争われた事案についての教訓をこのような勉強会を通じて制度や現場の教員の意識に反映させることは，再発防止の観点でも有意義である。

3　参加者の感想

以下，教育判例勉強会に参加してきた教員及び弁護士の声を紹介する。

（教員）

- 教師の責任・役割について，学校内部にとどまらず，より広い文脈で把握することができた。
- 教育法規の科目で教育基本法等について勉強はしたが，教師や学校が負っている安全配慮義務の内容について学ぶことはほとんどなかったので，ただ業務を行っているだけでは得られない様々な気付きが促された。
- 自分が対応している事例だと私情が入ってきてしまうが，判例の事実経過を題材に議論することで，年代，経験値を超えて深い議論をし，各教師の価値観を知ることができた。
- 学校事故やいじめの問題等の裁判について，あまり身近に感じられなかったが，自分事としてとらえられるようになったと思う。
- 教育問題について，教員が現場の感覚を発信できる場にもなっていると思う。
- 最も印象に残るのは東日本大震災の大川小学校の判例だ。皆であの時どうすればよかったのか検証したディスカッションは弁護士，教師の背景に関係なく，充実した勉強会であった。
- 教員の視点では思いつかない情報やとらえかたを，いつも弁護士が提示してくれる。更に，最近は教育委員会，マスコミの方，大学院生，と違う立場の方も加わり，視野が広がった。
- 勉強会に参加することは（正しい知識と正確な情報を得て，適正に判断する力を教育現場が持つために）とても有効な方法だと確信した。

（弁護士）

- 裁判例の読み方が，弁護士と学校の先生では全然違うところが勉強になる。学校の先生は，そもそも子どもが問題行動を起こす背景について言及され，そこにうまく対応すれば紛争にならなかったであろうというような趣旨をお話されていた。
- 裁判例では，どうしても，起きた出来事が

違法かどうかという点に着目せざるを得ないが，学校現場においては，違法でないことは当然であり，適法の中でも，適切であったかが問われるのではないかと感じている。そのような視点は，いじめの第三者委員会の調査においてとても参考になっている。

・勉強会では，各種裁判例，調査報告書について，現場で対応をされている先生方の実務感覚を踏まえながら検討を行うことができており，かなり実践的な議論を行っている。参加されている先生方も，普段の業務の中で法的な考え方を意識することは少ないので，相互に考えを深めるきっかけとなっていると思う。

・今後は，検討会での議論の内容を踏まえて，教育現場の実態に沿った法的判断のあり方について発表するなどして，学校関連の事案が適切に判断される一つの助けになるような活動にしていきたい。

4　小括

以上より，教育判例勉強会では，弁護士が一方的に法律や裁判例を「講義」する側となるのではなく，弁護士も教員から教育現場の実務感覚を学び，普段の業務に生かしていることが分かる。教員も，自らが対応している事例ではなく，裁判例という客観的な事案を題材とするからこそ，日々の業務で気づかない学びがあったり，冷静かつ活発に忌憚のない意見交換ができるようである。

さらに，前述の参加者の感想からは，教育判例勉強会は，教員の立場から情報発信をしたり，教員及び弁護士以外の立場の者から幅広く知見を習得したりする上でも，有意義であることが判明した。

Ⅳ　勉強会の実際

以下，教育判例勉強会の実際の様子について紹介する。事案の内容により多少変更の可能性もあるが，①弁護士による裁判例事案の概要の説明，②裁判例が示した注意義務の妥当性及び教員の対応の検討，③再発防止策の検討，という流れで実施している。より具体的にイメージしやすくするため，第１回の際に題材とした桐生市の小学６年生の女子児童のいじめ自死事件[(8)]のレジュメを一部引用する。

1　弁護士による事案の概要の説明（40分程度）

まず，弁護士が，①事案の紹介，②裁判所の判断，③当該裁判所の判断に対する私見・議論したいポイント等を発表する。①では，抽象的に「学校の対応」としてまとめるのではなく，時系列順に，担任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，教頭，副校長，保護者等の各個人の具体的な行動を記載することで議論を深めやすくなる。例えば，第１回では，以下，裁判例が認定した事実の一部を以下のような形で抜粋した（被害児童をXとする）。

６年生であるXのクラスでは，一部の生徒が担任に対して暴言を吐く等して反抗するようになり，全体的に騒がしくなることが増え，１学期の後半から荒れ始めていた。そのため，担任は，2010（平成22）年７月13日に生徒指導部会において他の教員に相談も行った。その中で，「小学６年生のクラスにおいて，何人かの子が担任にやや反発的な行動をとっており，傍観的な子が大勢いる，私語が多いとの報告があり，本件クラスの指導体制を検討した」が，校長については「７月13日の生活指導部会の後，数回，本件クラスの様子を見に行き，本件クラスの帰りの会を見た際，起立しない児童に対し，起立させて挨拶をやり直させる等の指導をしたことがあったものの，給食時の様子を見に行ったことは一度もなかった」ことが認定されている。

そして，２学期に入り，Xが１人で給食を食べるようになった。その際の担任の対応については以下の通り認定されている。

児童①と思われる児童は，席替えを実施

した2010（平成22）年９月28日（火曜日），給食時のグループについて指示されていなかったことから，担任に対し好きな児童と食べてもいいかと聞き，担任が明確に否定しなかったため「ヤッター」という状況の中，本件クラスの児童は，勝手にグループごとに机を寄せて給食を食べるようになった。〔中略〕

Xは，誰からも一緒に食べようと声をかけられず，X自らも声をかけなかったところ，どのグループにも入ることができず，同日，一人で給食を食べることになってしまった。担任は，その後も本件クラスの児童の勝手な行動を是正せず，グループごとに給食を食べる状況が続いた。

ある児童は，Xから「グループにまぜて」，「だめだと思うが一応聞いてみて」と言われ，児童Ａに尋ねたが，「だめ」と言われて，そのままになってしまい，本件クラス女子はほとんど児童Ａのいうことを聞いてしまう，注意すると，変なことを言われるので黙っておこうということになると感じていた。

翌29日及び30日，翌週の10月４日から同月６日までも一人で給食を食べた。Xは，同月７日及び８日に欠席し，さらに翌週の同年10月12日及び13日も一人で給食を食べた。一人で食べるXの表情は暗かった。〔中略〕

そこで，担任は，本件クラスの児童に対し，班ごとに給食を食べさせ，Xが一人で給食を食べることのないようにするため，10月14日，席替えを実施した。X は，同日，班で給食を食べたが，翌15日には，再び一人になってしまいそうであった。そのため，担任は，本件クラスの児童に対し，「Xが一人になっちゃうよ」と言ったところ，児童②がXと一緒に給食を食べた。本件クラスの児童が，担任に対し，「席替えをするのはXが一人で食べているからか」と尋ねたが，担任は，「そういう訳ではありません」と答えた。

しかし，Xは，週明けの10月18日，再び一人で給食を食べることになってしまい，担任から「一人になってしまったけど，がんばっているね」と声をかけられ，翌19日及び同月20日，欠席した。

また，2010（平成22）年10月21日に実施された校外学習（Xの自死は同年10月23日であり，当該校外学習は，Xにとって自死の重要な契機になったと考えられる）の昼食においても，Xが一人になってしまったことを踏まえ，校外学習からの帰校後，「担任は，校長に対し，帰校後に，給食の際に班が乱れて，好きな者どうしで食べることになってしまい，Xが一人で食べることになってしまった等と報告し，校長は，担任に対し，列ごとに前を向いた状態で給食を食べさせるよう伝えた」ことが認定されている。翌日（22日），担任は，クラスで給食の際，前を向いて食べるように指導をした。しかし，担任が夕方にXの自宅を訪問した際，留守だったことから，当該指導を本人に伝えることができなかった。そして，23日の朝，Xは自宅で首を吊って自死した。

次に，裁判所の判断（第三者委員会の報告書分析の場合は，第三者委員会の評価）を紹介する。例えば，前述の裁判例の場合は，以下のような判示をした（なお，以下の判示部分は注意義務の一部を抜粋したものであり，①及び②については便宜上筆者が付記している）。

①担任と校長は，（2010（平成22）年６月下旬には）教諭の統制がきかなくなっていった本件クラスにおける児童と担任等との人間関係を回復するため，指導方法を変える等して早期に対処するとともに，友達づきあいの苦手であったXについて，担任ら教諭とXの個人的な心のつながりを強固にする等しつつ，本件クラスの状態を改善するために，本件クラスの児童を複数のグループに分解してグル

ープごとに教諭が対応する等の措置を講じる必要があった。

②担任と校長は，遅くともXが一人だけで給食を食べる状態が続き，これを認識又は認識可能であった2010（平成22）年10月４日には，まずは，給食時の席を強制的に決める等し，Xだけが一人で給食を食べることのないようにした上で，なぜ一人だけになってしまうのかXや他の児童から聞き取りをする等した上で検討し，抜本的に改善するための措置を講じるべきであった。

裁判例の研究を行う訳ではないので，法的な議論は最低限にとどめ，具体的な注意義務の内容について摘示することが重要である。

２　裁判例等が示した注意義務の妥当性及び教員の対応の検討（40分程度）

（１）裁判例が示した注意義務の妥当性の検討

教育判例勉強会において，裁判例が示した注意義務の妥当性を検討するのは，単に，裁判例を絶対的なものと捉えてそれを暗記するためではない。裁判例が示した注意義務の中には，学校現場の実態を十分に考慮されていると思えないものも散見される。そのため，そもそも裁判例が示した注意義務が妥当でない可能性も十分考えた上で，当該注意義務の妥当性について教員及び弁護士間で批判的に検討することが目的である。

例えば，実際の勉強会では，上記裁判例が示した注意義務①及び②について，以下のような議論がなされ，教員からは注意義務②についてはおおよそ妥当ではないかとの意見が大勢を占めたものの，注意義務①については対応が困難ではないかとの意見も見られた[9]。弁護士からは，安全配慮義務が課されていることを教員は十分に認識すべきとの意見も出た一方で，給食を１人で食べるようになった時点で対応をとる必要があるという教員の感覚を学ぶことができたとの意見も見られた。

ア ①の注意義務について

・私立であれば教員が足りなければ採用することになるが，公立であればそこまで柔軟に対応できない。

・代わりの先生が実際には見つからず，また，学校も教師を採用する金銭的余裕もなかったのではないか。

・しかし，少なくとも担任を変更することは可能なのではないか。

イ ②の注意義務について

・自分も，クラスの生徒が給食で１人になった時点で，すぐに，グループで食べることをやめ，全員前を向いて食べさせたことがある。

（２）注意義務違反が生じる前に教員としてすべきことの検討

裁判例が示した注意義務が「妥当」なものと判断された場合でも，注意義務は最低限教員等が遵守すべき義務に過ぎない。子どもの最善の利益を実現するという教育の目的に鑑みれば，教員は注意義務に違反しないことは最低限達成しつつ，裁判例のような状況に至る前に，適切な対応をできるように，対応能力を向上させることが重要である。

具体的には，①過去の教育実践の共有，②他の事例の紹介，③当該課題への対応のために活用可能な制度の紹介，④裁判例事案に関わる制度上の課題等の観点から意見が交わされる。

実際の勉強会では，（１）イの意見のほか，各教員の経験から以下のような意見が出され，問題の端緒が学年をまたぐと思われる場合に学年を遡って児童の情報を取得することの重要性が指摘されるとともに，担任個人で抱え込むのではなく，他の教員や校長等に相談・連携する等の対応をする必要があるとの認識が共有された。

・５年生のときにもしっかりと対応をしていれば，Xも安心感を持てていたはずである。

・そもそも，担任が，小学５年生から６年生の引継ぎのとき，父親から「話は聞いてます

か」と聞かれた際，何の話なのか，しっかりと確認した方が良かったのではないか。
・Xが給食を一人で食べることになってしまった時点で児童から聞き取り等をするためには，チームで動く必要があるのではないか。

3　再発防止策の検討（40分程度）

さらに，教育判例勉強会では，子どもの自殺等の重大な結果の再発防止のため，裁判例の事案において注意義務違反が認められたか否かにかかわらず，同様の事案が発生しないよう対策を考えることとしている。

第三者委員会の報告書においては，再発防止策も含めて検討されることから，当該報告書で提案された再発防止策を議論の題材とすることも考えられる。

教員にとっては，再発防止策を検討することは，問題解決能力の向上につながると考えられる。他方，弁護士は第三者委員会等で再発防止策の策定に関わる可能性も高く，現場の教員の忌憚のない意見を聞くことができることは大変貴重な経験となる。

なお，再発防止策の検討は，必ずしも上記２の議論と明確に分けられるものではないが，上記の実際の勉強会の議論をまとめると，給食が一人になった場合に任意のグループでの給食をやめさせること，また，それを自分で止められない時点で速やかに他の教員に相談すること，さらに，管理職の立場としても，前述のような状況になった際に，人員に余裕がないとしても，担任の変更等を検討すべきこと等が本件の再発防止策として検討された。このように，再発防止策を検討するときには，単に「早期発見」「早期対応」「組織的対応」という抽象的なレベルで検討するのではなく，具体的な「再発防止策」にまで落とし込むことで，現場の教員が普段の業務に生かせる知見となると考えられる。

V　今後の展望

以上のとおり，教育判例勉強会は，教員と弁護士が相互の知見を学び合う場として発足したが，さらに多様な立場の関係者が参加し，同じ事例について様々な視点で検討することで，より議論や見識が深まることもわかった。今後，スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の学校現場に携わる他の立場の者にも参加を促すことは，学校がチームとして連携していくための実践を検討する上で有用と考えられる。

例えば，いじめ防止対策推進法22条で定める「いじめの防止等の対策のための組織」を機能させるために，教育判例勉強会を教員研修の一環として普段から実施することで，教員同士の連携を緊密にすることも期待できるだろう[(10)]。

今後，同様の取組みを広めていくにあたっては，一部の非常に意欲的な弁護士や教員がいなければ開催できないということのないよう，教材の整備・普及により，参加者の負担を軽減し，勉強会の質を担保していくことが求められる。

註

（１）坂田仰「大規模災害と学校の危機管理-クライシス・マネジメントを中心に-」『スクール・コンプライアンス研究』第５号，2017年，69頁。
（２）中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日付中教審185号）。
（３）読売新聞2018年10月19日29面においては，少なくとも全国15の自治体において学校が弁護士に法律相談を行える制度を導入していることを報じている。
（４）本稿では，先例としての価値を有する裁判例を「判例」と定義する。本勉強会で扱っているのは，必ずしも「判例」に限られないので，用語は「裁判例」に統一した。
（５）北澤毅『いじめ自殺の社会学』世界思想社，2015年，185頁。

（6）妹尾昌俊『先生がつぶれる学校，先生がいきる学校―変わる学校，変わらない学校 実践編【Ⅱ】』学事出版，2018年，67頁では，教員間のコミュニケーション不足が起こりやすい背景・原因として，①一緒にいて話しかけられる場，時間が少ないこと，②教師は弱みをみせづらく，共有しづらいこと，③現状が可視化される場がすくないことが挙げられている。
（7）例えば，弁護士が学校に保護者対応に関するアドバイスをする場合について，神内聡弁護士は教育現場の教員の目線に立ったマニュアルに基づかない保護者対応へのサポートが必要であると述べている（神内聡「スクールロイヤーへの期待と課題」『スクール・コンプライアンス研究』第6号，2018年，44頁）。
（8）前橋地方裁判所判決平成26年3月14日。
（9）確かに，学級崩壊の研究をしている河村は，学級崩壊への対処法として学級を分解することを提唱している（河村茂雄『学級崩壊予防・回復マニュアル―全体計画から1時間の進め方まで（育てるカウンセリング実践シリーズ）』図書文化，2000年，83頁）。しかし，裁判例では，学校の人的なキャパシティや実現可能性を考慮せずに，校長及び担任に対し当該対処法を注意義務として課している点で，筆者としても，その部分の注意義務の妥当性は疑問であると考えている。
(10) また，学校保健安全法27条も「学校安全計画の策定等」を学校に義務付けているが，策定する学校安全計画の中には教員研修も含まれている。さらに，文部科学省が公表している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」15頁においても教職員研修の実施が提案されている。いじめに限らず，多くの場面で教育判例勉強会は活用できると考えられる。